

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年3月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 塚 本 勝  
同 森 岡 弘 之

J R奈良駅周辺整備事務所

監査結果公表日 令和2年3月30日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和4年3月14日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>J R奈良駅南地区土地区画整理事業費の切手類受払簿を査閲したところ、購入した切手の支出負担行為額と切手類受払簿の切手受入額が一致していなかった。</p> <p>切手類は現金等価物であるため、購入の事実に基づき正確に切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け確認したところ、切手類受払簿の記載誤りが原因であったため、令和2年2月7日に切手類受払簿の訂正を行いました。</p> <p>今後は購入の事実に基づき、切手類受払簿の正確な記載に努めます。</p>

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

監査結果公表日 令和2年12月28日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 令和4年3月17日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>施設修繕の関係書類を査閲したところ、予定価格及び契約金額が20万円以上であり、かつ、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取しておらず、また、受注者から請書を徴取していなかった事例が2件見受けられた。</p> <p>予定価格が20万円以上の場合は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第18条の2第1項の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴取した上で契約相手方を選定されたい。また、契約金額が20万円以上の場合は、</p>	<p>西部図書館における空調設備の修繕が予定価格20万円以上となりましたので、令和3年12月14日に見積書を2人以上の者から徴取し、契約相手方を決定いたしました。</p> <p>また、契約金額が20万円以上となりましたので、請書を徴取いたしました。</p>

<p>同規則第 21 条の 2 の規定に基づき、受注者から請書を徴取されたい。</p> <p>なお、請書の提出については、平成 31 年 4 月に同規則が改正されたところであるため、主務課は契約に関する例規の改正に注意を払い、適正に契約事務を行われたい。</p>	
---	--

奈良町にぎわい課

監査結果公表日 平成 30 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和 4 年 3 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>転害門前駐車場使用料については、徴収事務を指定管理者に委託しているが、定期券の販売枚数を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。また、定期券販売時の領収書にはあらかじめ連番が付されていたものの、指定管理業務以外の用途にも使用されていたため、当該業務としての通し番号となっておらず、徴収された金額が適正であるかの判断ができなかった。さらに、指定管理者は、定期券での駐車場使用料を 3 か月分まとめて徴収していたが、一括して入金するのではなく、利用月ごとに 3 回に分けて指定金融機関に入金していた。</p> <p>所管課は、公金である使用料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、定期券の申込書及び領収書控えなどに基づき販売枚数を把握した上で、駐車場使用料の収入額との照合を行われたい。また、領収書は当該委託業務専用で使用し、徴収した使用料は速やかに全額入金するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成 30 年 9 月から指定管理者に対し、定期券の販売について、専用の領収書を使用すること及び駐車場使用料を利用月単位で徴収し、速やかに入金するように指導し、改善を確認した。</p> <p>また、令和 3 年 6 月から指定管理者に定期券の申込書及び領収書控えの提出を求め、駐車場使用料の納入額及び指定管理者が作成した報告書に記載されている駐車場使用料の収入額と照合するように改めた。</p>